石

破

朗

検査点数

うち不合格点数

 \circ

四六

 \circ \bigcirc 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可母週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

告

3	昭和	137年	E3月	20 E	,	火曜日	1	鳥耳	义 県	公	報	第3	309	片	(第3 (認	種郵	· 更物) 可)
		第一種複合肥料	重過りん酸石灰	硫酸アンモニア	(八月分)	魚かす粉末				第一種複合肥料	第一種混合りん肥	硫酸アンモニア	(七月分)				
新日本窒素肥料株式会社	神島化学工業株式会社	小野田肥料株式会社	日産化学工業株式会社	宇部興産株式会社		倉谷 久	ラサ工業株式会社	三菱化成工業株式会社	住友化学工業株式会社	日産化学工業株式会社	西武化学工業株式会社	宇部興産株式会社		浅津農業協同組合	成美農業協同組合	下鄉農業協同組合	花見農業協同組合
				was de la constant de		\mathcal{H}		-	-	Ξ			•			:	
. 0	0	0	0	0		0	0	0	O	0	0	. 0			0	0	0

昭和37年3月201	日 大曜日	鳥取県公報	第3309号	(第3種郵便物) 記 可)	. 2
•	第一種複合肥料	第一種複合肥料	原、) :	
上小鴨農業協同組合	鳥取県中央農業協同組合連合会倉谷(久)	定數定數定數一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次	協和醱酵工業株式会社	農農農業業業	花見農業協同組合
					-
==	. 三 九	, — — <u>F</u> i. —	5	li — — —	
	, ,			•	1
0000) O C) (0

火曜日 鳥取県公報 昭和37年3月20日

一条の規定に基づき、昭和三十七年三月十四日次のとおり 公有水面の埋立の承認をしたので、同法同条第三項にお 鳥取県告示第百六十五号 魚かす粉末 いて準用する同法第十一条の規定により告示する。 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第四十二 昭和三十七年三月二十日 倉谷 鳥取県中央農業協同組合連合会 鳥取県中央農業協同組合連合会 \equiv 埋立の目的 埋立の面積 埋立の場所 鳥取県知事 岩美郡岩美町大字田後才谷地先水面 三七、五七平方メー 工事を施行するにあたり、 避難港整備の要請に基づく (関係図面は鳥取県土木部管理課に保 六 24 ル 堤体コ 防波堤築造 \bigcirc 0

ンク

退任した役員の氏名及び住所

加藤伊勢松

西伯郡会見町

田住九四一ノ

六三六

岡田 加藤 永江 昭和三十七年三月二十日

鳥取県知事

石

破

_

朗

理事

吉持

友茂

治ほか十四人の者から申請のあつた西里仁土地改良区

0

設立認可については、

その土地改良事業計画及び定款を

1

昭

石

破

所

数量 (坪)

一地先頭町大字智頭字吉ヶ原六 道路敷 は地 品目 目又 一七、

同

所

水路敷 四六

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第百六十七号 和三十七年一月二十五日付けで鳥取市西里仁太田 友

ート型枠組立場への連絡道路を造成 審査した結果、 により、次のように縦覧に供する。 (昭和二十四年法律第百九十五号) これを適当と認めたの 第八条第四項の規定 で、 土地改良法

のため。

昭和三十七年三月二十日

 (\Box) 定款の写

縦覧に供する期間

縦覧に供する場所

条第十項の規定により、賀野村中の谷土地改良区から次 のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があつたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八 一項の規定により告示する

鳥取県告示第百六十八号

同条第十

市山二三八 宮前四九三 四 一 五

火曜日 鳥取県公報

岡田

滝雄

三鴨

富繁

鉄造 高一

天万三九七 宮前一五四

山中

新井

浅田 吉持

政治 友茂

天万四一七

宮前二四七 ·朝倉一五五

朝倉五九七 市山四三七 宮前三三三

山中 細田 中原

時雄 為文 寿人 為明

任期二年

加藤伊勢松 滝雄 亮之 音市 為文 茂義 時雄 操 弁 亮

岡田 山中

政治 高一

天万四一七 田住四三五 朝倉五九七 宮前一五四

赤井 新井 浅田 長岡 細田

昭和三十七年二月一日総選挙の結果当選し二月八日就

西伯郡会見町田住六三六

九四一

宮前三七一

市山二三八 Ξ

四三七

朝倉一四五 四三六

宮前一九四

市山二五一

真澄

昭和37年3月20日

就任した役員の氏名及び住所

山二五一

鳥取県知事 石

破

朗

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写

昭和三十七年三月二十日から二十日間とする。

00

鳥取市役所

鳥取県公報

火曜日

安田

周平

	·										00833 第3309号 (第3種郵便物) 可						
9	昭和	137£	F3月	20 E		火曜	日	鳥	取県	公	報	第	3309	号	(第3	種郵	便物)
		,		(2)			(1)	Ξ				(2)			(1)	=	PET BURNISHES AND ADMINISHES
日野郡日南町中石見四一三	米子市尾高町一一四	ク 淀江町佐陀一二三	西伯郡日吉津村富吉一、〇八八	聴聞当事者の住所及び氏名	米子市万能町 米子警察署	昭和三十七年四月十一日 午後一	聴聞の期日及び場所	米子地区	ク宮川町一五六	倉吉市円谷二〇八	東伯郡東伯町浦安二、二二〇の一	聴聞当事者の住所及び氏名	倉吉市明治町 倉吉警察署	昭和三十七年四月五日,午後一時	聴聞の期日及び場所	倉吉地区	鳥取市中大路七七
石田田	越河	生本	吉田		米署	一時三十分から			清水	水谷	宮平		宗署	时から			山崎美貴雄
章	勇	正春	実		ì	から			洋	昌夫	政雄						丛庄
	Owner men Sico											ATTEC MANAGEMENT	Aces and				
																	米子市大篠津町一、七四五

る規則(昭和二十九年八月鳥取県公安委員会規則第八号) る規則の一部を改正する規則をここに公布する。 鳥取県公安委員会規則第一号 警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関す 警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関す 昭和三十七年三月二十日 貸与に関する規則の一部を改正する規則 警察官に対する被服の支給並びに装備品 鳥取県公安委員会委員長 堀 妄 成 0

第3309号

警察署においては署長」に改める。 の一部を次のように改正する。 「警察本部においては、所属長を経由して警務課長に、 第七条及び第八条中「本部警務課長」を「警察本部警 第四条第二項中「所属長を経由して本部警務課長」を

昭和37年3月20日

務課長」に改める。

この規則は、 公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号 規定により、 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 昭和三十七年三月二十日 次のとおり聴聞会を開催する。 第百四条の

文

鳥取地区

聴聞の期日及び場所 昭和三十七年四月四日 午後一時から

聴聞当事者の住所及び氏名

(2)

鳥取市徳尾三九九の二 東品治町六の一〇

八頭郡八東町徳丸一、六三五 日下部一六二

気高郡気高町宝木七五六 土肥 西川 収 仁

鳥取県公安委員会委員長

堀

妄

成

文

鳥取市吉方 鳥取警察署

渡辺 小谷 憲寿

井上藤太郎

公安委員会規則